

社会福祉法人わかたけ会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人わかたけ会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて評議員等という。
- (2) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊を含む）および手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は表1により報酬を支給する。

- 2 役員が理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は表1により報酬を支給する。
- 3 評議員が評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は表1により報酬を支給する。

表1

名称	報酬
理事長の業務報酬等（時給）	900円
理事及び評議員の業務報酬等（時給）	900円
監事監査指導報酬等（時給）	900円

(費用の支給)

第4条 評議員等が理事会及び評議員会に出席したときは交通費を支給する。

- 2 評議員等が理事会及び評議員会以外の法人及び施設運営のための業務にあたった場合は交通費を支給する。
- 3 交通費はたけのこ保育園給与規定に準じて支給する。ただし、たけのこ保育園給与規定は月額を示してあり、日額を算定するために次の手続きと計算をする。
 - (1) 評議員等は法人の所在地と自宅までの距離を計測し報告する。

(2) 算定式は(1)の距離により導いた月額÷20日とする。

4 各種手続きなど、かかった手数料等の経費は実費を支給する。

(報酬及び費用の支給方法について)

第5条 報酬及び費用は現金により本人に支給する。

(出張旅費)

第6条 評議員等が法人業務のために出張する場合は表2より報酬及び旅費等を支給する。

ただし、表2の報酬についてはたけのこ保育園給与規程に準じて支給する。

2 業務遂行に必要な経費は実費を原則として支給できる。

3 旅費等は原則として出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

表2

旅費	宿泊費	報酬(月額)	その他
実費	実費	10,000円	実費

(兼務役員)

第6条 法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては報酬を支給しない。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は平成29年4月1日より適用する。